

令和7年1月31日

資 産 等 補 充 報 告 書

能勢町長 岡田 正文

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
能勢町平野97	2,072	41,626	
能勢町平野1096	5,285	106,175	
能勢町平野1098	680	13,661	
能勢町森上18	528	14,382	
能勢町森上38-1	252	6,864	
能勢町森上39-1	284	7,736	
能勢町森上39-3	62	1,688	
能勢町森上44-3	104	2,832	
能勢町森上44-7	26	708	
能勢町森上45-2	297	8,256	
能勢町森上45-3	56	1,525	
能勢町森上45-10	644	17,542	
能勢町森上45-14	33	898	
能勢町森上48	39	1,062	
能勢町森上49	1,226	33,396	
能勢町森上50-1	39	1,084	
能勢町森上52-5	806	21,955	

能勢町森上56	1,480	40,315	
能勢町森上57	343	9,343	
能勢町森上58	310	8,444	
能勢町森上91	56	1,525	
能勢町森上99	261	7,109	
能勢町森上214-1	93	145,607	
能勢町森上215	588	920,612	
能勢町森上216	509	507,133	
能勢町森上217	714	640,220	
能勢町森上218	657	654,591	
能勢町森上244-1	682	102,954	
能勢町森上259-1	659	797,390	
能勢町森上261-2	687	968,212	
能勢町森上263-1	759	820,985	
能勢町森上263-3	281	328,020	
能勢町森上273	429	427,427	
能勢町森上274	479	477,243	
能勢町森上275	201	160,197	
能勢町森上275	17	29,574	
能勢町森上276	23	0	
能勢町森上277	535.53	931,619	
能勢町森上278-1	92.56	161,024	

能勢町森上280-1	68	9,500	
能勢町森上281-5	16	435	
能勢町森上295	304	8,451	
能勢町森上296	330	31,848	
能勢町森上313-1	73.84	239,625	
能勢町森上313-2	35	31,383	
能勢町森上402	66	1,797	
能勢町森上1114	161	4,475	
能勢町森上1428	85	2,363	
能勢町森上45-65	70	1,906	14分の1
能勢町森上45-66	18	490	14分の1
能勢町森上67-1	3,676	102,192	14分の1
能勢町森上1051	1,553	43,173	2分の1

合計 52筆 28,744.93m<sup>2</sup> 8,898,572円

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。  
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m <sup>2</sup>	
<b>該当なし</b>		

--	--	--

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨記入する。

### 3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
能勢町森上277	48.26	27,451	
〃	47.60	32,689	
〃	8.26	1,358	
〃	7.27	1,067	
〃	55.20	16,684	
〃	216.08	6,297,551	
〃	20.16	301,593	
〃	62.04	3,835,856	
能勢町森上278-1	33.95	241,045	

合計 9棟 498.82㎡ 10,755,294円

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨記入する。

### 4 預金・貯金

・預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	2,000,000円
-------	------------

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
投資信託	5,000,000円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株 券	<b>該当なし</b>	株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量
普通自動車	2台
軽自動車	2台

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
<b>該当なし</b>	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
<b>該当なし</b>	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種	類	数	量
<b>該当なし</b>			

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

<b>該当なし</b>	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---